

宿泊施設等の皆様へ（小田原保健福祉事務所からのお知らせ）

## あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、 柔道整復は、免許が必要です

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、法律において、免許を受けなければならないと規定されています。

無資格者の施術は人体への健康被害を及ぼすおそれがあります。

宿泊施設等において、出張施術契約等を締結される際には、施術者の免許の確認等についてご注意ください。

### 【問合せ先】

小田原保健福祉事務所企画調整課  
（電話 0465-32-8000（代表））

